

< 2 2 - 0 7 >

2 0 2 2 年 3 月

先生各位

診療報酬(検査実施料)に係るお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長通知 令和4年3月16日付「保医発0316第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)が改正され、令和4年4月1日より適用されることになりました。

上記通知では、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会(令和4年3月16日)において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点とする予定であることも記載されていますので併せてご案内申し上げます。

謹白

記

■実施料が改正された検査項目

(令和4年4月1日適用)

検査項目名	実施料	判断料区分
SARS-CoV-2核酸検出	850点 (検査委託)	微生物学的検査 150点

以上

※詳細は裏面をご覧ください。

●実施料が改正された検査項目

【検査項目名：SARS-CoV-2核酸検出】

	実施料		準用点数	判断料区分
検査委託	850点	4/1~6/30	D012 感染症免疫学的検査 56 HTLV-I 抗体(ウエスタンブロット法及び ラインブロット法) 425点×2回分 850点	微生物学的検査 150点
	700点	(予定) 7/1~	D023 微生物核酸同定・定量検査 10 HPV核酸検出 350点×2回分 700点	
検査委託以外	700点		D023 微生物核酸同定・定量検査 10 HPV核酸検出 350点×2回分 700点	

(1)~(17) (略)

(18) SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I 抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ~オ(略)

(19)~(30) (略)